

## 地方消費税（社会保障費分）の使途について

地方税法（昭和 25 年法第 226 号）第 72 条の 115 の規定により木祖村に交付された『地方消費税市町村交付金』の使途（使い道）について公表します。

交付金の額（社会保障費分）	交付金の使途（使い道）
22,770 千円	社会福祉協議会交付金

### ◇社会福祉協議会における主な事業内容

- 募金活動の推進
- 相談事業
  - ・『心配事相談』
  - ・『無料法律相談』 等
- 催しの実施
  - ・広報誌『社協だより』の発行
  - ・『住民のつどい』の開催
  - ・『災害時支え合いマップ』の見直し事業
  - ・『いきいき講座』の開催 等
- ボランティア活動の推進
  - ・いきいきキサロンの運営等支援
  - ・『ボランティアの集い』の開催
  - ・広報誌『ひよこ』の発行 等
- 事業支援等
  - ・『すずめ塾』運営支援
  - ・『手話サークル』運営支援 等